

指定通所介護事業所等において宿泊サービスを提供する場合の 届出等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所及び指定認知症対応型通所介護（介護予防含む）事業所並びに指定介護予防通所サービス事業所及び指定短時間通所サービス事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）において宿泊サービスを実施する指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者及び指定認知症対応型通所介護（介護予防含む）事業者並びに指定介護予防通所サービス事業者及び指定短時間通所サービス事業者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が行う当該宿泊サービスに係る届出、報告等に係る事務について、高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第42号）、高槻市指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱及び介護保険事業者等における事故発生時の報告手続き等の取扱い要領に定めるもののほか、その取扱いを定めるものとする。

(指定通所介護事業者等が遵守すべき基準)

第2条 宿泊サービスを行う指定通所介護事業者等が当該宿泊サービスの提供に当たって遵守すべき基準は、「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針（老振発第0430第1号、老老発0430第1号、老推発0430第1号。以下「宿泊サービス指導指針」という。）」に定めるとおりとする。

(宿泊サービスに係る届出様式等)

第3条 宿泊サービスを行う指定通所介護事業者等が行う届出の様式は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 宿泊サービス指導指針第4の20(1)に定める高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例第5条の規定によりその例によることとされる指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95第4項、同条例第19条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３４号）第２２条第４項（同省令第３７条の３において準用する場合を含む。）、第４０条の４第４項及び第４４条第４項、同条例第３３条の規定によりその例によることとされる指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３６号）第７条第４項並びに高槻市指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防・日常生活支援総合事業指定第１号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱第４９条第４項（同要綱第５２条の３において準用する場合を含む。）及び第５６条第３項の規定による宿泊サービスの開始の届出 様式第１号

(2) 宿泊サービス指導指針第４の２０(2)の規定による変更の届出 様式第１号

(3) 宿泊サービス指導指針第４の２０(3)の規定による休止又は廃止の届出 様式第２号

（再開の届出）

第４条 指定通所介護事業者等は、宿泊サービス指導指針第４の２０(3)の規定による休止をした宿泊サービスの事業を再開したときは、その旨を１０日以内に市長に対して届け出るものとする。

２ 前項の再開の届出は、様式第２号により行うこととする。

（実施細目）

第５条 この要綱の実施に関し必要な事項は、福祉指導課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２７年９月３日から実施する。

附 則

１ この要綱は、平成２８年４月１日から実施する。

２ この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により提出されている届出書は、改正後の要綱の規定により提出された届出書とみなす。

附 則

１ この要綱は、平成２９年４月１日から実施する。

２ この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により提出されている届出書は、改正後の要綱の規定により提出された届出書とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により提出されている届出書は、改正後の要綱の規定により提出された届出書とみなす。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から実施する。